

学校、幼稚園、保育所の関係者のみなさまへ

民生委員・児童委員、

主任児童委員と

子どもたち、地域とのつながり

民生委員・児童委員とは

民生委員は、地域において悩みごとや困りごと等、さまざまな問題を抱えている方々に対して、常に相手の立場に立って相談に応じ、問題解決の支援をしています。

また、子どもたちが健やかに育つことができるような環境をつくるため、学校、幼稚園、保育所、児童相談所や子育て支援センター等の児童関係機関と連携して活動しています。



主任児童委員とは

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員で、市・町・児童相談所等の関係機関や他の民生委員・児童委員と連携を図りながら活動します。

子どもたちが次世代の担い手として、個性豊かに且つたくましく、そして何よりも安全に安心して育っていくことができるような地域になるように相談や支援活動を進めています。



※**民生委員**は、民生委員法に「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定され、厚生労働大臣によって委嘱されています。

※**児童委員**は、児童福祉法によって民生委員が兼ねることになっています。また、主任児童委員は、児童福祉法に基づき、民生委員・児童委員の中から選出されます。



民生委員制度は、平成29年5月12日に
制度創設100周年を迎えます。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動例

子どもたちの安全を守るための活動

交通事故や犯罪に巻き込まれないようにパトロール活動等を行っています。また、虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談所と連携して、子育て家庭の見守りや相談支援に取り組んでいます。



下校時のあいさつ運動及び防犯見守り活動

学校との連携

子どもたちの健全育成をサポートするため、学校とも密接に連携し、行事への参加や福祉教育への協力、課題のある家庭への支援等に協力しています。



小学生のボランティア活動のサポート

災害要援護者の支援体制づくり

町内会、自治会等と協力をしながら高齢者や障がい者などの災害時要援護者の避難体制づくりのために、要援護者台帳の作成や避難支援者の確保等の取り組みを進めています。



地域住民からの相談への対応

地域住民からの多様な相談に応じ、その内容に応じて適切な福祉サービス機関の紹介や、住民の立場に立った意見具申を行う等、課題解決に努めています。

高齢者、障がい者世帯等の訪問、見守り

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者世帯等を定期的に訪問し、相談にのったり、体調の悪化や犯罪被害防止等のための見守り活動をしています。

「住み慣れた地域で 誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域づくり」のために様々な暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。



民生委員・児童委員は、民生委員法第15条で、**守秘義務**が定められています。相談内容や個人情報等、秘密は厳守いたしますので、安心して相談してください。



事例 不登校生徒とその母親への対応



- 本人A君(15歳、中学3年生)
中2から不登校。
- 主任児童委員
A君について、学校から相談を受ける。ケース会議※の開催を提案し、A君とA君の家庭内の状況について情報提供。
- 母親
精神疾患を患っている。
- 経過
学校により主任児童委員、民生委員・児童委員、行政によるケース会議が開かれ、協議した結果、A君は転校し、祖父母宅から通学することとなった。以降登校が続いている。

ここがポイント

ケース会議が開催され、会議の中で各関係者がA君の課題を共有し、支援を始めることができた。以降、A君の生活環境も安定し、再び登校できるようになった。

※ケース会議…事例について関係機関と連携を図るための会議

課題を抱えた子ども子育て家庭に対する 民生委員・児童委員、主任児童委員による主な取組事例

いじめ

いじめを受けている子ども、いじめを行っている子どもへの支援

妊産婦

未婚の母親に対する出産前からの支援
若年で出産した母親への支援

経済的困窮世帯

児童手当申請による子育て家庭への支援
就学援助制度の利用による子育て家庭への支援

ひとり親家庭

母子家庭の日常生活支援
出張の多い父子家庭への支援

不登校・ひきこもり

不規則な生活により不登校気味となっている子どもへの支援
中学校卒業後にひきこもりになっていた子どもへの支援

孤立する子育て家庭

地域との関わりを持たない家庭への支援
十分な養育が行われていない子育て家庭への支援

DV(ドメスティックバイオレンス)

DVを受けている母親からの相談による支援
DV被害から見てきた母子家庭への支援

児童虐待

育児に不安を抱えた母親からの相談による支援
近隣住民からの通報による虐待の疑いのある家庭への支援

障がい児

障がいのある子どもへの通学支援
発達の遅れを認められない母親への支援

外国人の親子

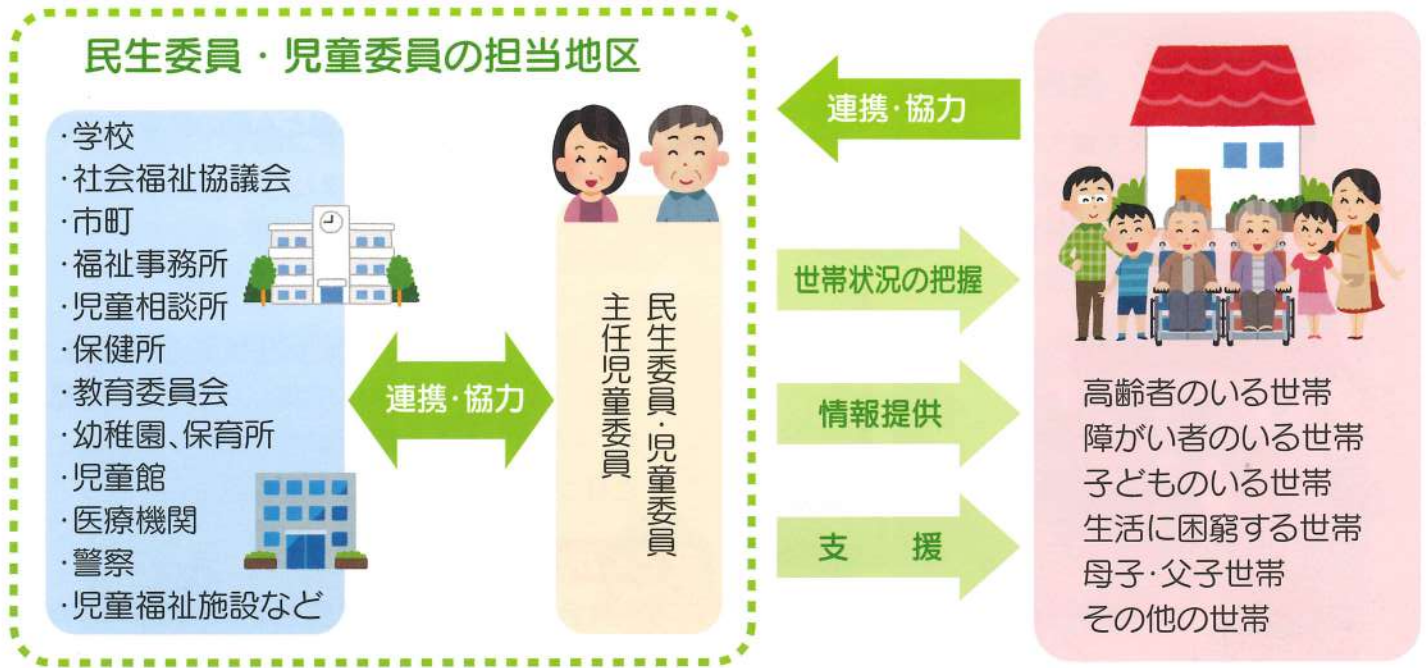
就学援助制度を利用した通学に向けた支援
近隣とのトラブルや給食費滞納に関する支援

非行

万引きを繰り返す子どもへの支援
通学せずに遊んでいる子どもとその家庭への支援



民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の流れ



「広げよう地域に根ざした思いやり」の活動から

少子高齢化社会の中、地域の宝である子どもたちが輝く未来に向かっていくため、「家庭」と「学校」とそして「地域」がつながり、子どもたちの健やかな成長をともに見守っていきましょう。

児童憲章(前文)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。



民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます
- 一、わたくしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます
- 一、わたくしたちは誠意を持ってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一、わたくしたちはすべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたくしたちは常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます



民生委員・児童委員の徽章などに用いられているこのマークは、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

平成28年7月

発行所 山口県民生委員児童委員協議会 児童福祉部会
山口市大手町9-6 TEL 083-924-2828 FAX 083-924-2847



この事業は、共同募金の配分金により実施されています。